

再生可能エネルギー案件について

(執行部の答弁に納得していません。役人とは非を認めない仕事と改めて認識しました。カッコつきでコメントを付しています。市長が再生可能エネルギーの導入によるエネルギー100%地産地消を唱えていますので、市の職員は邁進しています。)

メガソーラ建設で霧島市の環境破壊が進む懸念がある。全国的にもメガソーラが環境破壊に繋がるとして多くの市民運動が発生している。市のガイドラインでは近隣関係者等への確実な周知と合意形成を求めている。

市のガイドライン、国のガイドラインで定められた事項が誠実に履行される事によって環境への配慮、住民の理解が得られるとの市長見解があった。6月議会でメガソーラ案件について時系列的状況の紹介を受けた。市有財産の譲渡、同意書の発行の事実を見ると住民の理解を確認しないまま、市はメガソーラ建設に積極協力していると思わざるを得ない。事業者の説明に対し市民の方々からは良く分からなかったという声を聞く。開発許可が下りて、工事が行われて初めて事の重大さを認識される市民が多いという事も事実である。このような背景で問う

質問：資源エネルギー庁発行の太陽光発電に関する事業計画策定ガイドラインの解釈について

企画立案の地域との関係構築の項には『太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化する事がある。』、『配慮すべき地域住民の範囲、説明会の開催の要否などの具体的なコミュニケーションの方法については、計画初期段階から積極的に自治体と相談して、検討する事が有益である』。との記載がある。

設計・施工の周辺地域への配慮の項には『長期的に地域との共生を図り、事業を円滑に進めるためには、地域住民に与える影響を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害する事のないよう、適切な設計を行う事が求められる。』との記載もある。

計画的な撤去及び処分費用の確保の項には『撤去及び処分費用については、事業の収益等から計画的に確保していく事が重要であり、これを念頭においた事業計画の策定及び事業運営を行う事が必要』との記載もある。

市民が危惧している事について資源エネルギー庁は問題が発生している事実と、その解決策をガイドラインにまとめ、法令、条例を遵守した開発行為であっても、許可が下りているとの一方的な事業者発言を戒めている。

市長は住民の理解が得られた案件については、導入を推進する方針であるが、住民の方々からこれらの内容を理解し、事業計画に盛り込まれているかを確認する力が有るとは思えない。当該開発により、自然環境、生活環境、景観等が損なわれる事にならないように市が事業者から提出された事業計画書の内容が適切かを確認する責任があると思う。市の見解を問う。

市長：私は、「再生可能エネルギーの導入によるエネルギー100%地産地消」を標榜し、これまで、「再生可能エネルギー開発について、環境への配慮がなされ、住民の皆様の理解が得られたものについては、その導入を積極的に推進する一方で、当該開発により、自然環境、生活環境、景観等が損なわれる事がないよう、県内で初となる「再生可能エネルギー発電設備の

設置に関するガイドライン」を策定し、昨年6月1日からその運用を開始しました。また、一部の太陽光発電事業については、景観上の問題を生じさせていた事を踏まえ、太陽光発電設備の設置に対して景観への配慮を促すため、霧島市景観条例を一部改正し、本年3月末日から施行しました。

再生可能エネルギー発電事業者は、市のガイドライン及び霧島市景観条例に基づき、概ね適正に手続き等を行っているものと認識している。国には、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する事とする「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、いわゆる改正FIT法が本年4月から施行された事に合わせ、事業者による適正な事業の実施を担保するため、撤去、処分に至るまでの各段階において必要な措置を掲げた「太陽光発電に関する事業計画策定ガイドライン」を策定している。国のガイドラインは、FIT法等に基づき、これから太陽光発電事業を行おうとする事業者及び既に太陽光発電事業を実施している事業者についても適用されるものであり、市のガイドラインよりも対象が広範囲となっている。今後、事業者が国及び市のガイドラインを遵守し、適切に事業を実施するよう、引き続き、その周知に努めて行く。(市内の環境が破壊され、市民の生命財産が脅かされているという事実を知らないのか不思議です。周知が不十分、事業者は丁寧な説明をしていないとの市民意思を無視する市長の姿勢は問題です。)

企画部長：本年3月に策定された国の太陽光発電に関する事業計画策定ガイドラインでは、事業者による適正な事業の実施を担保するため、企画立案から施工、運用、撤去までの各段階において、太陽光発電事業者が遵守すべき事項が示されており、事業者側は、事業計画の初期段階から地域との関係構築を図り、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を考慮した設計及び施工により、地域住民の良好な生活環境を害する事なく、長期安定的な運用を行う必要があるものとされている。一方、市のガイドラインでは、事業者側に対し、事業着手の90日前までに市に事業計画を提出するよう求めており、提出された事業計画に基づき、近隣関係者に対する周知の徹底や防災対策、自然、環境、景観への配慮等について、関係課と事業者の間で協議を行い、懸案となる事項や課題の整理に努めている。

(市に事業者から提出された事業計画書の内容が適切かを確認する責任があとの問いに合った答弁が得られませんでした)

質問：国のガイドラインには関係法令及び条例を遵守する事という記載が随所にある。遵守していないという事実があった時にはID取り消しという事態も解説文にはある。この条例とは市の景観条例、市のガイドラインも含まれるか、見解を問う。

企画部長：国のガイドラインに記載されている「関係法令及び条例」には、市の条例が含まれる事はもとより、同ガイドラインにおける「企画立案」の節において「自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等も遵守するように努める事」と記載されている事から、事業者は、市のガイドラインの遵守にも努める必要があるものとする。

質問：林地開発案件で市の意見書には住民説明会を開く事も含めて様々な記載がある。市の意見書に従っているか、住民説明会を開いているか、真摯な対応を行っているかなどの確認をすべきである。実態、及び今後の対応を問う。

企画部長：県知事が行う林地開発許可に当たり、森林法の規定に基づき、県から市に対する意見の聴取が行われ、これに対し、市は意見書の提出を行っている。その内容は、開発申請について市の条例等に基づき必要となる手続きなどに関し、関係部署からの意見を集約したものである。開発行為者に対しては、開発許可を行う県から必要な指導等が適切に行われているものであると考えており、市としても、今後も、県及び開発行為者に対し、必要な改善等を求めていきたいと考えている。（市の意見は住民意思を反映していません。加えて指導をするのは県であるとして市は関わりを否定します。市民を守るという基本的な市役所職員の役割認識が欠落しています）

質問：市が事業者と締結する開発協定書には鹿児島県知事の承認を得た内容及び承認に付された遵守事項は規定されているが、改正FIT法、及びそのガイドラインの規定の遵守も記載すべきと思う。検討を要請する。

建設部長：開発協定書については、鹿児島県土地利用対策要綱第 7 条に記載されているとおり、県の土地利用承認を受けた事業者と市において、おおむね7つの項目を内容として締結するよう努める事となっている。市としては、「事業計画の実施の時期、期間等に関する事項」「自然環境の保全及び文化財の保護に関する事項」「防災施設の先行的整備、開発行為に起因する災害発生の場合の補償及び災害発生の場合の復旧工事に関する事項」「道路、水路、公園等公共施設若しくは公益的施設の整備及びこれらの施設の維持管理に関する事項」「水源の確保、廃棄物の処理等に関する事項」「当該土地の転売の禁止及び目的外への使用禁止に関する事項」「開発協定の履行の保証及び不履行の場合の制裁に関する事項」の7つの項目を踏まえて、開発協定を締結します。

このような中、改正FIT法が本年4月から施行された事に伴い、同法の規定に基づき、国のガイドラインが、既に太陽光発電事業を実施している事業者や、これから太陽光発電事業を実施しようとする事業者に対して適用される事となった。

このような事から、市としては、事業者が国の認定を受けて実施する事業について、改正FIT法や国のガイドラインなどの上位法により、秩序ある開発が担保されるため、改めて開発協定書にガイドラインの規定を盛り込む事は考えていない。（秩序ある開発が行われていない事が問題であるとの認識が欠落しています。）

質問：6月議会で龍馬ソーラーパークの事案について、お知らせ看板の設置、説明会の開催は適切に行われているか、周知実施報告書は市の意見書にどのように反映されるかとの質問に企画部長から『開発行為等で市の意見を求められる段階で、事業の周知等が行われていない場合は、その旨を意見書に記載する事になる。』と答弁を受けた。

国のガイドラインでも『配慮すべき地域住民の範囲』の記載がある。安楽温泉、妙見温泉への説明会は県の許可が下りた後であった。そこで問う。

① 土地利用協議書に対する市の意見書の住民の意向について『特になし』と記載されている。住民意見を聞いたか？ それとも聞く必要は無いという事か見解を問う

建設部長：合同会社霧島龍馬ソーラーパークと鹿児島県との土地利用協議については、平成28年2月17日付けで県から市に対して意見照会があった事を受け、関係各課から

の意見を集約した上で、平成28年3月25日に、県へ意見書を提出した。

県土地利用対策要綱では、県土の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、開発行為の規制に係る法令の適用を受けない地域における開発行為の指導及び大規模な開発行為に係る許認可等の事前審査として位置付けられており、本件意見照会が行われた時点では、地域住民等による市への陳情や要望などがなかった事から、その旨を記載した。(住民は情報が届いていないのであるから、陳情、要望ができるはずがありません) なお、当該意見書の「その他の項目」においては、「開発に伴う苦情や紛争が生じないように配慮するとともに、万一生じた場合は誠意を持って申請者において対応する事」や、「防災計画や環境保全に関する事など、周辺に影響を及ぼす事が考えられる事項等については、周辺住民及び地権者に事前に十分な説明を行う事」などの意見を付しており、事業者による適切な開発事業の実施や周辺住民に対する十分な説明の実施などに関し留意するよう求めている。(意見書に記載すれば終わりではありませんよ、その意見が実践されているかを確認する責任は無いのでしょうか?)

- ② 市は事業者に対して配慮すべき地域住民の範囲を事業者にどのように伝えたのか問う。

企画部長：国のガイドラインに記載のある「配慮すべき地域住民の範囲」には明確な基準がなく、事業者が自治体と相談して、その範囲を検討する事とされている。

また、市のガイドラインに規定する「近隣関係者等」とは、「設置区域に隣接して居住する者及び事業を営む者又は発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者及び事業を営む者」と定義しており、事業計画が明らかになった時点で、発電設備設置の施工内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、その理解を得られるよう努める事としている。

霧島龍馬ソーラーパークについては、市のガイドラインが適用される前から事業に着手していたが、市のガイドラインに基づく説明会の開催を打診したところ、牧園総合支所において近隣関係者等の範囲に関する相談を受けた事から、塩浸集落住民及び開発地近隣の1事業者、1個人への説明に加えて、牧園地区自治公民館長には欠かさず相談や連絡をするようお願いした。(牧園総合支所は安楽温泉、妙見温泉、日当山温泉、内水面漁協に影響を受ける近隣関係者等と看做さなかった責任があります。)

- ③ 認可前に行われた住民説明会は塩浸し集落のみである。この集落への説明会結果で市は林地開発の意見書をまとめた。周知、説明は十分に行われたとの認識か?

企画部長：事業者は、平成29年1月31日に、塩浸集落公民館において地元説明会を開催したが、その後、開発地の下流域に位置する安楽温泉及び妙見温泉等から説明会を開催するよう要請を受けた事から、4月6日にあらためて説明会を開催した。

林地開発許可に係る市の意見書は、開発申請に関し、市の条例等に基づき必要となる手続き等について関係課の意見を集約し、県に提出しているものであり、説明会等の結果を受けて提出するものではない。(説明会での市民意見を反映しない霧島市の意見書だそうです。冗談でしようと言いたい。)

- ④ 妙見温泉振興会から知事宛、受益者のみへの説明に偏っている事、認可後の説明に納得できないという趣旨の書面が提出されている。企画部長答弁のとおりであれば、塩浸し集落のみが配慮すべき地域住民であるとの解釈になり、妙見温泉振興会の主張は言いが

かりとなる。見解を問う。

企画部長：妙見温泉振興会からの不納得文書については、市に文書が存在していないので、答弁できない。（妙見温泉振興会に問い合わせれば確認出来るはずです。）

質問：牧園町・高千穂の伸和工業メガソーラ事案について

- ① 市は住民説明会が行われないうち、土地利用協議の意見書を提出している。僅か一回の住民説明会実施結果のみで県に対して林地開発の意見書を提出した。土地利用協議の意見書、林地開発の意見書の内容の説明、背景を問う。

建設部長：平成27年7月3日に、鹿児島県から本市に対し、当該事業に係る土地利用協議に関する意見照会があった事を受け、関係各課の意見を集約した上で、平成27年8月5日に、県に対し、意見書を提出した。なお、意見書の内容としては、先ほど答弁したとおりである。

農林水産部長：牧園町高千穂メガソーラーの開発許可に対する、市の意見書の内容については、4問目の3点目で答弁したとおりであるが、その意見書の中に、開発区域近隣住民の方々に対し、工事に関する事前の説明会を実施するよう、県に対して意見した。（県へ意見書を出したから後は知らないといひます。おまけに近隣住民の範囲を矮小化しています。）

- ② 地域住民が良好な生活環境を害すると主張し、30mの残地森林復活を求めている。事業者は十分な説明を行った、同意書も受取っていると発言している。十分な知識を持たないまま同意した事を悔やまれている。さらに、残地森林の復活について協議中にも関わらず、事業者は住居近接地域にパネル設置工事を開始している。市の見解を問う。

農林水産部長：林地開発行為については、市としても、周辺住民の良好な生活環境に配慮されたものでなければならぬと認識しており、残地森林の取り扱いに関する対応等も含め、林地開発の許可条件にありますように、開発行為者が責任を持って、具体策を明らかにしながら住民の方々に対応する事で、解決が図られるものと考える。

（開発行為者が無責任であるとの訴えに霧島市は耳を貸しません。）

- ③ 現地の大半は元の所有者の日本ピロブロックから、ユニロット、伸和工業、南国殖産の子会社である九州おひさま発電に平成25年10月から20日間に所有者が変わっている。まるで土地転がしである。

この事実を把握していたか？ 住民は事業遂行に大きな不安を持っている。九州おひさま発電と伸和工業の立ち位置について、分かっている事の説明を求める。

建設部長：質問の土地に関し、その所有権が移転している事については把握している。なお、開発事業者が開発行為を行う土地の所有権を有していない場合であっても、当該土地の所有者との間で賃貸借契約を締結する事などにより、開発用地を適法に使用する権利を取得していれば、開発行為を行う事は可能とされている。

次に、九州おひさま発電株式会社と伸和工業株式会社の関係性は、当該事業に供されている土地はそれぞれの企業が所有しているものである一方、その開発事業者は伸和工業株式会社です。

- ④ 市が伸和工業に売却した保安林のすぐ近くまで太陽光パネルを設置していると思われる。伐採不可の保安林を残地森林確保に使う巧妙なやり方である。近くに保安林があればその払い下げを受け残地森林とする事が出来る。払い下げのいきさつ、問題はないかを説明を求める。

牧園総合支所長：事業者から提出された払い下げ申出の理由は、開発地に隣接する保安林について、開発地への雨水の流入対策を取るため一体的な維持管理を行い、払下げ後も保安林機能を維持し、市の指導に基づき開発地と含め一団として適正な管理を行う事としている。市としては、当該払下げ地は開発計画地である斜面の最上郡に位置し、雨水が開発計画地へと流入する地形となっている事から、開発計画地への風倒木や土砂流出の対応など市の管理業務の負担が軽減される事、払下げ後も水源かん養保安林として事業者により一体的な維持管理が行われる事などを踏まえ、水源かん養保安林としての目的を十分維持できるものとして総合的に判断し、払下げを行ったものである。

質問：国分・重久・野首の霧島地所のメガソーラ事案について

この案件について6月議会で『沈砂池からの放流先の崖が侵食され、その一部が崩落した事から、事業者が県による指導を受けて雨水等の処理方法について検討中』と答弁を受けた。この案件の林務水産課発の意見書の地元住民の意向について、『開発区域周辺及び、隣接する利害関係者・流末区域の自治会・近隣住民等の同意書を必要としない方々への開発区域内の工事に関する事前説明会や工事期間中の苦情要望は申請人が対応する事』となっている。

- ① 市は住民への説明会が実施されないまま、林地開発の意見書を提出している。住民意見を確認しないまま提出された意見書に疑問を感じる。内容、背景、妥当性について見解を問う。

農林水産部長：林地開発許可に当たっては、開発行為者による周辺住民に対する説明や同意の取得等について、許可権者である県から必要な指導等が適切に行われているものと考えている。一方、県に提出する市の意見書は、開発申請について市の条例等に基づき必要となる手続きなどに関し、関係部署からの意見を集約して回答を行っている。その際、開発区域に隣接する利害関係者や流末区域の自治会などを対象に、事前説明会を開催するよう要請する旨を記載している。(説明会開催要請を記載している、県が指導するはずだ。だから市には責任は無いと言います。)

- ② 流末処理の変更について県の対応、市の関与について問う。

農林水産部長：林地開発行為が完了した後に、開発地に隣接する地域で発生した流末処理の問題については、市から県に対応を要請した。事業者の責任において、対応策が講じられたものと承知している。

なお、その対応策については、開発行為者が開発地内の状況を調査した上で、浸透処理方式が採用されており、市においても当該対応策が実施された後に現地確認を行ったところ、特に問題はないものとする。

- ③ 隣接する利害関係者・流末区域の自治会・近隣住民等同意書を必要としない方々とは何かについて説明を求める。

農林水産部長：林地開発許可申請に必要な同意の取扱いについては、鹿児島県林地開発許

可事務処理要領に基づき、県と開発行為者の協議により行われていると承知する。隣接居住者の同意書は、開発行為に係る森林の外側に林帯幅30メートル以上の残地森林を確保した場合には、隣接居住者の同意書は不要となっているが、市においては、林帯幅が30メートル以上ある場合であっても、隣接住民への説明がなされる事が望ましいとの理由から、同意を必要としない隣接居住者に対する事前説明会の実施に関し、市の意見として提出している。(意見書を出せば、お仕舞いではありません、事業者がその意見に従っているかをチェックするのが行政の仕事です。)

- ④ 耕作者の皆様は耕作者代表として出された同意書に疑問を持っている。事業者からの説明は行われていない。そこで事業者に説明会を実施する事の申入れと市の同席の要望がある。対応を要請する。

農林水産部長：同意書については、開発許可を行う県において、適切な指導と審査がなされたものと認識する。

また、当該開発行為については、市のガイドラインが適用される前に事業着手している事案である事に加え、県による開発行為の完了確認についても既に終了している事などから、現時点では、事業者に対し、説明会を開催するよう要請する事は困難です。

(市の意見にある事前説明会が開かれていないから、説明会開催を求めている市民意思に耳を傾けません。)

質問：霧島大窪、田口の正信ソーラーホールディングス、隼人町・佳例川の東昇の計画するメガソーラ建設事案について、市への相談、住民説明会、土地利用協議、林地開発申請の状況を問う。

企画部長：霧島大窪・田口の太陽光発電所計画について、本年3月9日に相談を受けて以降、相談を受けていない。隼人町嘉例川の太陽光発電所計画について、具体的な事業計画を把握していない。

質問：丸尾でバイナリー発電の掘削許可が出たと聞く。丸尾の温泉枯渇の懸念が寄せられている。掘削許可条件、万が一の温泉枯渇に至った場合の対応などを問う。

企画部長：温泉法第3条では「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。」と規定されている。

県においては、掘削申請を行った事業者、許可の有無などの情報について公表していない事から、その許可条件に関する事について答えられない。

以下、質問席

Q：牧園のメガソーラ現場には5日に県民連合の議員さんたちが視察されています。住民の意見と事業者の考えを聞いた上で林地開発案件とメガソーラとの関連で県議会で問いかける事になっています。この事を前提に問う。

建設部長から改正FIT法や国のガイドラインなどの上位法により秩序ある開発が担保されると答弁があった。本当に担保されるのか？

建設部長：改正 F I T 法については上位法になり、いわゆる法律によってガイドラインに沿って適用され、認定を受ける。そちらの方の遵守をするという担保がある。

Q：龍馬ソーラーパークについて県からの意見照会の時に地域住民等による市への陳情や要望などがなかった事から、意見なしとした。との答弁があった。この時点で地元の方々は知らなかったはず。地元は知っていて意見が無かったとの認識か？

都市計画課長：県から意見書を求められる内容に依るが市に意見を求められる時については、地域住民が苦情とか、要望とかが市役所に寄せられているかというような事への意見書である。その他の項目で地域住民とのトラブルを避けるとか、そういう意見を付して県へ送付している。

Q：地域住民は知らなかった。市に対して陳情や要望など、出せるはずが無い、そこを聞いている。

都市計画課長：県の土地利用対策要綱の中ではそこまで求められていないので、住民意見について『特に意見なし』とした。ただ、その地域で問題が起きているのであれば、意見を書いてください、市から意見を出す場合、その他の部分で議員発言のような住民とのトラブルを避けるとか、土砂災害が起こらないように十分注意する事とか、そういう意見を付して県は返している。議員発言のようにその時点で地域住民がどういう内容かは知らないと思うが、市役所に意見を求められた時にはそういう風にしか書くしか無かった。

Q：市の意見書『事業者による適切な事業の実施や周辺住民に対する十分な説明の実施などに留意する』と書かれているが、その留意するという意見を事業者が実行しているかどうか確認をしているかとの問いに『しては居ない』という事であるが、市は意見を書きっ放し、出しっ放しという事か？

都市計画課長：内容の確認については許認可権限者と承認者である県の範囲であって県から改めて確認の申し出があれば、やると思うが現在のところ、そこまでは行っていない。

Q：今後ともそのようにするのか？

都市計画課長：今までの事があるので、庁舎内の色々な関係部署と連携、情報共有を密にして、また県の関係課とも連携、情報共有しながら対応して行く。

Q：対応とは意見書に書かれている内容が履行されているかどうか、確認するのか、しないのか。確認するのは県の仕事か？

都市計画課長：基本的には県の管轄事務と考えている。

Q：県会議員さんに伝えます。霧島市が出した意見が守られているかどうかを確認するのは県の仕事だと答弁されましたね？ 確認を求めます。

建設部長：これは始良伊佐振興局から打ち合わせに来ている文書である。県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議についてという回答がある。その中に『霧島市からの内容、開発地や切り立った崖地の上部に当たる事から細心の注意を払う事、森林の有する開発に伴う苦情や紛争が生じないように配慮すると共に万一生じた場合は誠意を持って申請者に於いて対応する事、防災計画や環境保全に関する事など、周辺に影響を及ぼすことが考えられる事項については周辺住民、地権者に事前に十分な説明を行う事』という内容であった。

副市長：林地開発、土地利用対策要綱に基づくものは県の権限で行われている。意見を求められた場合、直接関わる意見だけではなく周辺の住民あるいは周辺の環境等に影響するような事

等が、また市の管轄の範疇のもの等についても、その他意見としてこれまでも述べている。その事が事業者に付帯意見として県の方からは渡されている。市としては言いつ放し、書き放しという事ではなく、意見を述べているのであるから、当然に何か、苦情なり、万が一の事が起こった場合については県と市が一緒になって現地にも行き、そういう立場からも事業者に対しては申入れ、あるいは指導等をしている。

(福市長が見るに見かねて助け舟を出しました。苦情が発生しているのですから、市と県はこの答弁通り動くべきです。)

Q: 企画部長の『林地開発に関する意見書は説明会の結果を受けて提出するものではない』との答弁があった。住民説明会の意見は反映されないのか？

企画部長: 意見書を提出する時点においては、まだ説明会が開催される前の段階であって、そういった中では意見書への記載は無かった。

Q: 土地利用協議書に関する承認が出ていて、次は林地開発に関する意見が求められる。林地開発の意見書を出す時、住民説明会は実施したではないか、少なくとも塩浸しの案件では一回実施している。その意見は何も反映されなかったのか？

企画部長: その説明会で説明された事等の事実については意見書に記載できる。

(企画部長答弁が変遷しました。)

Q: 市長、ちょっと見ていただきたい。関平温泉前の丘から見た画像である。このような状況である。市長は行った事があるか？

市長: はい

Q: 地元の方々は難渋し、悲しいとおっしゃっている。この事について地元意見を聞いたことがあるか。

市長: 若干の方々から境界線の説明を受けた時の流れは聞いている。

Q: 塩浸しの周知に関して問う。お知らせ看板はどこに設置されていたか、問う。

地域政策課長: 当初は人家から離れた事業地にあったので、市から要請した結果、塩浸しの集会施設の近くと、4月の説明会以降、安楽の集会施設の近くにも掲示された。

Q: 確実な周知が行われたか、妙見温泉の皆様に対して。

地域政策課長: 以前にも同様のやり取りがあったと記憶する。事業地だけでは人家から離れているので、分かりにくいので、まずは塩浸しの集会施設の近くに掲示するように要請した。

Q: 画像は塩浸しの集会施設の近くのお知らせ看板である。小さくて、見た人は少なかったという話である。近隣関係者等への周知が確実にという事に関し、どのようにしたら確実に周知が行われるか、現在のままで良いか、答弁を求める。

地域政策課長: 国のガイドラインの掲示の説明をする。サイズ、縦横の大きさ、記載すべき事項が掲載されている。国の場合、土地の開発造成の開始後、掲示するように定められている。市のガイドラインでは事業に着手する前から、つまり事業着手の90日前に相談するように定めている。相談を受けたら看板設置要請の内容である。

場所については周知が確実に行われる場所と記載している。現場によりケースバイケースであると思うが、この現場においては事業予定地だけではなく集会施設の近くにも掲出の要請をした。